

平成 25 年 4 月から

日光市重度心身障がい者医療費助成制度が変わります。

平成 25 年 4 月診療分から、栃木県内の医療機関等を対象に、保険適用の

自己負担分の支払いが不要となる「現物給付方式」となります。

◆改正内容◆

平成 25 年 4 月診療分から、栃木県内での医療機関における入院・通院・院外処方に関する保険診療分の自己負担分が、基本的に不要になります。

ただし、次のものは窓口払いとなります。

- 医療保険が適用にならない健康診断、予防接種、薬の容器代など
- 入院時の食事療養費、室料差額、オムツ代など
- 栃木県外の医療機関で受診した場合

◆受診の際の注意点◆

※県内の医療機関等で受診する際に「重度心身障がい者医療費受給資格者証（緑色）」と「医療保険証」を提示してください。

※提示がない場合や県外の医療機関等にかかった場合は、窓口払いとなります。この場合は、今までどおり申請書に領収書等を添付し申請してください。

※公費負担医療が優先されますので、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）、一般特定疾患治療研究事業等の受給者は、該当の受給資格者証の提示をあわせておこなってください。

◆その他◆

○加入保険の変更や住所変更などで、送付した受給資格者証の記載内容に訂正がある場合は、お手数でもご連絡をお願いいたします。訂正後の受給資格者証を送付いたします。（変更内容によっては、窓口にお越しいただく場合もあります。）

○平成 25 年 3 月診療分までは、今までどおり領収書等を添付し申請してください。ただし、診療日の属する月の翌月の初日から 1 年以内に申請しないと助成されません。

例 平成 24 年 8 月診療分 → 平成 25 年 8 月末日までに申請。

○医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具代を全額支払った場合、加入保険者からの給付分を受けた後の残りの自己負担分が助成対象となりますので、申請により払い戻しすることができます。

問い合わせ先
日光市健康福祉部生活福祉課
障がい福祉係
電話 21-5174